

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年7月5日(2018.7.5)

【公表番号】特表2017-522805(P2017-522805A)

【公表日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【年通号数】公開・登録公報2017-030

【出願番号】特願2016-574389(P2016-574389)

【国際特許分類】

H 04 M	1/00	(2006.01)
H 04 W	76/10	(2018.01)
H 04 W	88/02	(2009.01)
H 04 W	8/22	(2009.01)
G 06 F	13/00	(2006.01)

【F I】

H 04 M	1/00	U
H 04 W	76/02	
H 04 W	88/02	1 1 0
H 04 W	8/22	
G 06 F	13/00	5 0 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成30年5月23日(2018.5.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1のデバイスによって行われる方法であって、

第2のデバイスとのワイヤレスドッキングセッションを確立することと、

前記第2のデバイスのプロファイルが前記第1のデバイスに記憶された複数のプロファイルのうちの1つと一致するかどうかを決定することと、ここにおいて、前記プロファイルは、オペレーティングシステムのユーザインターフェースを特徴付けるパラメータまたは関数のうちの少なくとも1つのセットを備え、前記第1のデバイスの前記オペレーティングシステムのユーザインターフェースを特徴付けるパラメータまたは関数のうちの前記少なくとも1つの前記セットの少なくとも1つが、前記第2のデバイスの前記オペレーティングシステムのユーザインターフェースを特徴付けるパラメータまたは関数のうちの前記少なくとも1つの前記セットと同じであるときに、プロファイルが一致する、

前記第2のデバイスの前記プロファイルが前記第1のデバイスに記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致するときに、前記第2のデバイスの前記オペレーティングシステムのユーザインターフェースに対応する視覚化を前記第2のデバイスに与えるフォーマットで前記第2のデバイスにデータをエクスポートすることと
を備える、方法。

【請求項2】

前記第2のデバイスの前記プロファイルが前記第1のデバイスに記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致しないときに、エラーメッセージを提供すること
をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第2のデバイスの前記プロファイルが前記第1のデバイスに記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致しないときに、前記第1のデバイスのデフォルトのプロファイルに関連付けられたフォーマットで前記第2のデバイスにデータをエクスポートすること

をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記第2のデバイスが前記第1のデバイスの近接範囲内にあるときに前記第2のデバイス上に表示するための通知を提供することと、

前記第2のデバイスが前記第1のデバイスの前記近接範囲を越えているときに前記第1のデバイス上に表示するための前記通知を提供することと

をさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項5】

帯域幅利用可能性に基づいて前記第2のデバイスにエクスポートするための前記データの属性を調整すること

をさらに備え、オプションとして、

前記属性は、ファイルサイズ、リフレッシュレート、ディスプレイ解像度、ビットレート、品質パラメータ、またはドメインのうちの少なくとも1つを備える、請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記データは、

フォアグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記第2のデバイスの第1の領域上に表示するために構成された第1のデータと、

バックグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記第2のデバイスの第2の領域上に表示するために構成された第2のデータと

を備え、

前記第1の領域は前記第2の領域よりも大きい、請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記プロファイルは、オペレーティングシステム、周辺機器コンポーネント、ディスプレイサイズ、ディスプレイ解像度、タッチスクリーン能力、フォントタイプ、ユーザ設定、ハードウェアコンポーネント、またはソフトウェアモジュールのうちの少なくとも1つをさらに備える、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

ワイヤレス通信のための装置であって、

デバイスとのワイヤレスドッキングセッションを確立するための手段と、

前記デバイスのプロファイルが前記装置に記憶された複数のプロファイルのうちの1つと一致するかどうかを決定するための手段と、ここにおいて、前記プロファイルは、オペレーティングシステムのユーザインターフェースを特徴付けるパラメータまたは関数のうちの少なくとも1つのセットを備え、前記装置の前記オペレーティングシステムのユーザインターフェースを特徴付けるパラメータまたは関数のうちの前記少なくとも1つの前記セットの少なくとも1つが、前記デバイスの前記オペレーティングシステムのユーザインターフェースを特徴付けるパラメータまたは関数のうちの前記少なくとも1つの前記セットと同じであるときに、プロファイルが一致する、

前記デバイスの前記プロファイルが前記装置に記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致するときに、前記デバイスの前記オペレーティングシステムのユーザインターフェースに対応する視覚化を前記デバイスに与えるフォーマットで前記デバイスにデータをエクスポートするための手段と

を備える、装置。

【請求項9】

前記デバイスの前記プロファイルが前記装置に記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致しないときに、エラーメッセージを提供するための手段

をさらに備える、請求項8に記載の装置。

【請求項 1 0】

前記デバイスの前記プロファイルが前記装置に記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致しないときに、前記装置のデフォルトのプロファイルに関連付けられたフォーマットで前記デバイスにデータをエクスポートするための手段

をさらに備える、請求項8に記載の装置。

【請求項 1 1】

前記デバイスが前記装置の近接範囲内にあるときに前記デバイス上に表示するための通知を提供するための手段と、

前記デバイスが前記装置の前記近接範囲を越えているときに前記装置上に表示するための前記通知を提供するための手段と

をさらに備える、請求項8に記載の装置。

【請求項 1 2】

帯域幅利用可能性に基づいて前記デバイスにエクスポートするための前記データの属性を調整するための手段

をさらに備え、オプションとして、

前記属性は、ファイルサイズ、リフレッシュレート、ディスプレイ解像度、ビットレート、品質パラメータ、またはドメインのうちの少なくとも1つを備える、請求項8に記載の装置。

【請求項 1 3】

前記データは、

フォアグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記デバイスの第1の領域上に表示するために構成された第1のデータと、

バックグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記デバイスの第2の領域上に表示するために構成された第2のデータと

を備え、

前記第1の領域は前記第2の領域よりも大きい、請求項8に記載の装置。

【請求項 1 4】

前記プロファイルは、オペレーティングシステム、周辺機器コンポーネント、ディスプレイサイズ、ディスプレイ解像度、タッチスクリーン能力、フォントタイプ、ユーザ設定、ハードウェアコンポーネント、またはソフトウェアモジュールのうちの少なくとも1つをさらに備える、請求項8に記載の装置。

【請求項 1 5】

第1のデバイスのコンピュータ可読媒体であって、前記コンピュータ可読媒体は、請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のステップを実施するために構成されたコンピュータ実行可能コードを備える、コンピュータ可読媒体。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 7 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 7 2】

[0077] 先の説明は、当業者が本明細書に説明された様々な態様を実現することを可能にするために提供されている。これらの態様に対する様々な修正は、当業者にとって容易に明らかになり、本明細書で定義される包括的な原理は他の態様に適用され得る。したがって、特許請求の範囲は、本明細書に示された態様に限定されるように意図されたものではなく、特許請求の範囲の文言と矛盾しない最大範囲であると認められるべきであり、ここにおいて、単数のエレメントへの参照は、そのように明確に記載されていない限り、「1つおよび1つのみ」を意味するように意図されたものではなく、むしろ「1つまたは複数」を意味するように意図されている。そうでないことが明確に記載されていない限り、

「いくつかの」という用語は1つまたは複数を指す。項目のリスト「のうちの少なくとも1つ」を指すフレーズは、単一のメンバを含む、それら項目の任意の組み合わせを指す。例として、「a、b、またはcのうちの少なくとも1つ」は、a；b；c；aおよびb；aおよびc；bおよびc；ならびにa、b、およびcをカバーするように意図されている。当業者には既知の、または後に知られることになる本開示全体を通して説明される様々な態様のエレメントに対するすべての構造的および機能的な均等物が、参照によって本明細書に明確に組み込まれ、特許請求の範囲によって包含されるように意図されている。さらに、本明細書に開示されたことのいずれも、そのような開示が特許請求の範囲において明示的に記載されているかどうかにかかわらず公共に寄与されるように意図されていない。請求項のエレメントのいずれも、そのエレメントが「～のための手段」というフレーズを使用して明確に記載されていない限り、または、方法の請求項の場合には、そのエレメントが「～のためのステップ」というフレーズを使用して記載されていない限り、米国特許法第112条(f)の規定のもとで解釈されるべきではない。

以下に、本願の出願当初の特許請求の範囲に記載された発明を付記する。

[C 1]

第1のデバイスによって行われる方法であって、

第2のデバイスとのワイヤレスドッキングセッションを確立することと、

前記第2のデバイスのプロファイルが前記第1のデバイスに記憶された複数のプロファイルのうちの1つと一致するかどうかを決定することと、

前記第2のデバイスの前記プロファイルが前記第1のデバイスに記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致するときに、前記第2のデバイスの前記プロファイルに関連付けられたフォーマットで前記第2のデバイスにデータをエクスポートすることとを備える、方法。

[C 2]

前記第2のデバイスの前記プロファイルが前記第1のデバイスに記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致しないときに、エラーメッセージを提供することとをさらに備える、C 1に記載の方法。

[C 3]

前記第2のデバイスの前記プロファイルが前記第1のデバイスに記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致しないときに、前記第1のデバイスのデフォルトのプロファイルに関連付けられたフォーマットで前記第2のデバイスにデータをエクスポートすることとをさらに備える、C 1に記載の方法。

[C 4]

前記第2のデバイスが前記第1のデバイスの近接範囲内にあるときに前記第2のデバイス上に表示するための通知を提供することと、

前記第2のデバイスが前記第1のデバイスの前記近接範囲を越えているときに前記第1のデバイス上に表示するための前記通知を提供することとをさらに備える、C 1に記載の方法。

[C 5]

帯域幅利用可能性に基づいて前記第2のデバイスにエクスポートするための前記データの属性を調整することとをさらに備える、C 1に記載の方法。

[C 6]

前記属性は、ファイルサイズ、リフレッシュレート、ディスプレイ解像度、ビットレート、品質パラメータ、またはドメインのうちの少なくとも1つを備える、C 5に記載の方法。

[C 7]

前記データは、

フォアグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記第2のデバイスの第1の

領域上に表示するために構成された第 1 のデータと、

バックグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記第 2 のデバイスの第 2 の領域上に表示するために構成された第 2 のデータと

を備え、

前記第 1 の領域は前記第 2 の領域よりも大きい、C 1 に記載の方法。

[C 8]

前記プロファイルは、オペレーティングシステム、周辺機器コンポーネント、ディスプレイサイズ、ディスプレイ解像度、タッチスクリーン能力、フォントタイプ、ユーザ設定、ハードウェアコンポーネント、またはソフトウェアモジュールのうちの少なくとも 1 つを備える、C 1 に記載の方法。

[C 9]

ワイヤレス通信のための装置であって、

トランシーバと、

メモリと、

前記トランシーバおよび前記メモリに通信可能に結合され、かつ、

デバイスとのワイヤレスドッキングセッションを確立することと、

前記デバイスのプロファイルが前記装置に記憶された複数のプロファイルのうちの 1 つと一致するかどうかを決定することと、

前記デバイスの前記プロファイルが前記装置に記憶された前記複数のプロファイルのうちの 1 つと一致するときに、前記デバイスの前記プロファイルに関連付けられたフォーマットで前記デバイスにデータをエクスポートすることと

を行うように構成された、少なくとも 1 つのプロセッサと
を備える、装置。

[C 10]

前記少なくとも 1 つのプロセッサは、

前記デバイスの前記プロファイルが前記装置に記憶された前記複数のプロファイルのうちの 1 つと一致しないときに、エラーメッセージを提供すること

を行うようにさらに構成される、C 9 に記載の装置。

[C 11]

前記少なくとも 1 つのプロセッサは、

前記デバイスの前記プロファイルが前記装置に記憶された前記複数のプロファイルのうちの 1 つと一致しないときに、前記装置のデフォルトのプロファイルに関連付けられたフォーマットで前記デバイスにデータをエクスポートすること

を行うようにさらに構成される、C 9 に記載の装置。

[C 12]

前記少なくとも 1 つのプロセッサは、

前記デバイスが前記装置の近接範囲内にあるときに前記デバイス上に表示するための通知を提供することと、

前記デバイスが前記装置の前記近接範囲を越えているときに前記装置上に表示するための前記通知を提供することと

を行うようにさらに構成される、C 9 に記載の装置。

[C 13]

前記少なくとも 1 つのプロセッサは、

帯域幅利用可能性に基づいて前記デバイスにエクスポートするための前記データの属性を調整すること

を行うようにさらに構成される、C 9 に記載の装置。

[C 14]

前記属性は、ファイルサイズ、リフレッシュレート、ディスプレイ解像度、ビットレート、品質パラメータ、またはドメインのうちの少なくとも 1 つを備える、C 13 に記載の装置。

[C 1 5]

前記データは、

フォアグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記デバイスの第1の領域上に表示するために構成された第1のデータと、

バックグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記デバイスの第2の領域上に表示するために構成された第2のデータと

を備え、

前記第1の領域は前記第2の領域よりも大きい、C 9に記載の装置。

[C 1 6]

前記プロファイルは、オペレーティングシステム、周辺機器コンポーネント、ディスプレイサイズ、ディスプレイ解像度、タッチスクリーン能力、フォントタイプ、ユーザ設定、ハードウェアコンポーネント、またはソフトウェアモジュールのうちの少なくとも1つを備える、C 9に記載の装置。

[C 1 7]

ワイヤレス通信のための装置であって、

デバイスとのワイヤレスドッキングセッションを確立するための手段と、

前記デバイスのプロファイルが前記装置に記憶された複数のプロファイルのうちの1つと一致するかどうかを決定するための手段と、

前記デバイスの前記プロファイルが前記装置に記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致するときに、前記デバイスの前記プロファイルに関連付けられたフォーマットで前記デバイスにデータをエクスポートするための手段と

を備える、装置。

[C 1 8]

前記デバイスの前記プロファイルが前記装置に記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致しないときに、エラーメッセージを提供するための手段

をさらに備える、C 1 7に記載の装置。

[C 1 9]

前記デバイスの前記プロファイルが前記装置に記憶された前記複数のプロファイルのうちの1つと一致しないときに、前記装置のデフォルトのプロファイルに関連付けられたフォーマットで前記デバイスにデータをエクスポートするための手段

をさらに備える、C 1 7に記載の装置。

[C 2 0]

前記デバイスが前記装置の近接範囲内にあるときに前記デバイス上に表示するための通知を提供するための手段と、

前記デバイスが前記装置の前記近接範囲を越えているときに前記装置上に表示するための前記通知を提供するための手段と

をさらに備える、C 1 7に記載の装置。

[C 2 1]

帯域幅利用可能性に基づいて前記デバイスにエクスポートするための前記データの属性を調整するための手段

をさらに備える、C 1 7に記載の装置。

[C 2 2]

前記属性は、ファイルサイズ、リフレッシュレート、ディスプレイ解像度、ビットレート、品質パラメータ、またはドメインのうちの少なくとも1つを備える、C 2 1に記載の装置。

[C 2 3]

前記データは、

フォアグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記デバイスの第1の領域上に表示するために構成された第1のデータと、

バックグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記デバイスの第2の領域上

に表示するために構成された第 2 のデータと
を備え、

前記第 1 の領域は前記第 2 の領域よりも大きい、C 17 に記載の装置。

[C 24]

前記プロファイルは、オペレーティングシステム、周辺機器コンポーネント、ディスプレイサイズ、ディスプレイ解像度、タッチスクリーン能力、フォントタイプ、ユーザ設定、ハードウェアコンポーネント、またはソフトウェアモジュールのうちの少なくとも 1 つを備える、C 17 に記載の装置。

[C 25]

第 1 のデバイスのコンピュータ可読媒体であって、前記コンピュータ可読媒体は、

第 2 のデバイスとのワイヤレスドッキングセッションを確立することと、

前記第 2 のデバイスのプロファイルが前記第 1 のデバイスに記憶された複数のプロファイルのうちの 1 つと一致するかどうかを決定することと、

前記第 2 のデバイスの前記プロファイルが前記第 1 のデバイスに記憶された前記複数のプロファイルのうちの 1 つと一致するときに、前記第 2 のデバイスの前記プロファイルに関連付けられたフォーマットで前記第 2 のデバイスにデータをエクスポートすることと
を行うために構成されたコンピュータ実行可能コードを備える、コンピュータ可読媒体。
。

[C 26]

前記コンピュータ実行可能コードは、

前記第 2 のデバイスの前記プロファイルが前記第 1 のデバイスに記憶された前記複数のプロファイルのうちの 1 つと一致しないときに、エラーメッセージを提供することと
を行うためにさらに構成される、C 25 に記載のコンピュータ可読媒体。

[C 27]

前記コンピュータ実行可能コードは、

前記第 2 のデバイスの前記プロファイルが前記第 1 のデバイスに記憶された前記複数のプロファイルのうちの 1 つと一致しないときに、前記第 1 のデバイスのデフォルトのプロファイルに関連付けられたフォーマットで前記第 2 のデバイスにデータをエクスポートすることと
を行うためにさらに構成される、C 25 に記載のコンピュータ可読媒体。

[C 28]

前記コンピュータ実行可能コードは、

前記第 2 のデバイスが前記第 1 のデバイスの近接範囲内にあるときに前記第 2 のデバイス上に表示するための通知を提供することと、

前記第 2 のデバイスが前記第 1 のデバイスの前記近接範囲を越えているときに前記第 1 のデバイス上に表示するための前記通知を提供することと、

を行うためにさらに構成される、C 25 に記載のコンピュータ可読媒体。

[C 29]

前記コンピュータ実行可能コードは、

帯域幅利用可能性に基づいて前記第 2 のデバイスにエクスポートするための前記データの属性を調整することと、

を行うためにさらに構成される、C 25 に記載のコンピュータ可読媒体。

[C 30]

前記データは、

フォアグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記第 2 のデバイスの第 1 の領域上に表示するために構成された第 1 のデータと、

バックグラウンドアプリケーションに関連付けられ、かつ前記第 2 のデバイスの第 2 の領域上に表示するために構成された第 2 のデータと、

を備え、

前記第 1 の領域は前記第 2 の領域よりも大きい、C 25 に記載のコンピュータ可読媒体

o